

いじめ防止基本方針

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

児童に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。

（「いじめ防止対策推進法 第2条」より）

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、全ての児童を対象に「発達支持的生徒指導」によるいじめに向かわせない心情を育むことを基本とし、いじめの兆しが見られた場合については、迅速に未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

(3) 重大事態の定義

いじめと認知される状態において、次に掲げる場合を「重大事態」とみなし、全教職員で対応に取り組んでいく。

＜「重大事態」に該当する場合＞

- ①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身、又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ②いじめにより、当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

（「いじめ防止対策推進法 第28条 第1項」より）

(4) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することが難しい。そのために「解消している状態」を定義し、全教職員で共通理解のもと、一つ一つのいじめの案件に関し、その状態が満たされていることを全教職員で確認していく。

＜いじめが「解消している状態」＞

- ①いじめに係る行為のやんでいる状態が、相当な期間（3か月程度を目安にする）継続していること。
- ②被害児童（場合により保護者も含む）に対し面談等を行い、心身の苦痛を感じていないと確認されること。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

・いじめ防止対策委員会

管理職、主幹教諭、生活指導部、養護教諭、学級担任、SC等からなる、いじめ防止対策委員会を設置し、必要に応じて委員会を開催する。

（担任・教職員の気付き、児童の訴え、いじめアンケート実施後）

3 いじめ未然防止のための取組

(1) いじめと疑われる場合、いじめがあった場合の対応

- ①当該児童及び加害児童、周辺で状況を確認している児童から聞き取り、事実確認を行う。その際、学級担任・同学年教員を中心に、必要に応じて生活指導主任等、複数の教員で聞き取る。また、被害児童の保護者からの聞き取りも行う。
- ②相手が不快感を覚えるいじりや意地悪、いじめ等が確認できた場合、状況に応じて加害児童に対して、担任・生活指導主任・管理職等複数で指導を行う。担任・養護教諭・SC等で被害児童の心理的ケアを最優先に行う。加害児童に対しても、行動に対する指導だけでなく、本人の困り感に寄り添う支援も行う。
- ③被害児童・加害児童の両保護者に対しては状況を説明し、児童に対する家庭での指導を依頼する。加害児童は被害児童及びその保護者等に直接謝罪し、今後の対策を話し合い、方針を決める。
- ④「重大事態」と認められる場合が発生した際には、いじめ防止対策委員会を迅速に招集し、養護教諭やSCの協力を得ながら被害児童の安全確保と不安解消を最優先に行う。学級担任と同学年の教員は、質問票ならびに学年全員の児童への聞き取りを行い、事実関係やいじめの全容の解明に取り組む。質問票ならびに児童の聞き取りの内容からいじめ防止対策委員会で、「被害児童の心身のケア」「加害児童等への指導内容」「学級、学年、学校全体への指導内容や啓発事項」「保護者への報告や連絡」のそれぞれについて対応策を検討する。

(2) いじめを発見する手だて

- ①年3回「いじめ等に関するアンケート」を実施し、児童の人間関係等を把握する。アンケート集計の際は、個々の事例について「情報共有シート」に記録し、年度内の変容を見取っていく。
- ②週に一度の支援会議にて、生活指導主任、特別支援教室担任、養護教諭、SC、特別支援コーディネーター、不登校対策コーディネーター、管理職等でその週に把握できた問題行動や児童の様子について情報交換を行い、児童の心の様子を探りながらいじめの早期発見に努める。
- ③定期的に児童理解職員夕会を行い、気になる児童や人間関係等について情報提供を行う。全職員で児童の様子を共有し、いじめの兆候の早期発見や予防に努める。いじめと判断された場合は、いじめ防止対策委員会を招集し、いじめの解消に努める。
- ④ふっさっ子の広場、学童クラブ、家庭と子どもの支援員等との情報交換を行い、学校及び学校外での児童の様子を把握し、いじめの兆候の早期発見や予防に努める。
- ⑤児童、保護者からの訴えは確実に学年主任、生活指導主任、管理職等に報告し、担任だけで抱え込まずに学校全体の問題として捉え、組織で対応していく。

(3) いじめを起こさない取組

① 優しく豊かな心を育む指導

- ・児童による挨拶運動を実施し、気持ちよく関わることのよさを味わわせる。
- ・正しい言葉遣い、礼儀等を日常的に指導することを通して、礼節ある態度を育む。
- ・日々の授業において、励ます言葉や認め合う言葉掛けを意図的に行い、児童の自己肯定感・自己有用感・集団所属感の醸成を図る。
- ・読書旬間（6月・11月・2月）において、たて割り班活動による読み聞かせを実施し、読み手同士で協力し合う気持ちや、聞き手への思いやりの気持ちの育成を図る。

②いじめを許さない意識を高める指導

- ・いじめ防止標語を作成し、廊下壁面や学校のフェンス等に掲示し、いじめ防止の啓発をする。(市内入選・クラス代表作)
- ・ふれあい月間に合わせて、いじめ防止に関する職員研修を年3回行い、いじめの定義や認知の仕方、解消の定義等について「いじめ総合対策(第2次 一部改訂)」や「福生市いじめ防止対策基本方針」等の内容の周知徹底を図ることで、指導者側の意識を高める。
- ・「いじめ防止サミット」の取組を通して、児童が自身の日常生活の言動等について振り返り、いじめについて主体的に考える態度の育成を図る。

(4) 自分や相手を大切にする心の育成

- ①ソーシャルスキルトレーニングや「いじめに関するアンケート」(年3回)等を実施し、学級や児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。
- ②授業改善推進プランを生かした授業づくりやグループOJTでの研修内容を生かして、「分かる・できる・更に知りたい」授業の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。
- ③特別の教科 道徳の授業を通して、児童が自己を冷静に深く見つめる機会をもたせていく。
- ④全ての教育活動で道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心を育てる。
- ⑤たて割り班活動や学校行事への準備を通して、協力したり、協調したりすることで物事を達成することの大切さを学習し、人とよりよく関わるための力を身に付けさせる。
- ⑥情緒面でのコミュニケーションの課題のある児童や、家庭環境の影響で心身の不安を抱えている児童等、配慮を要する児童については、いじめの加害者と被害者のどちらにもなりやすい。そのため、児童理解夕会等の機会を利用して、全教職員で児童理解に努め、当該の児童が、休み時間、清掃時間、クラブや委員会活動時等の学級以外の場面においても、良好なコミュニケーションを図り、安心して学校生活を送ることができるよう支援し、心身の安定を図っていく。同時に児童の悩みや不安を引き出せるように根気よく見守り、寄り添っていく。
- ⑦SCによる、5年生児童との全員面談を行い、自己の悩みや不安を抱え込まずに相談できることを伝え、安心感をもたせる。
- ⑧セーフティ教室での情報モラル教育に加え、個人面談にて児童のスマートフォン利用に関する使用状況を調査し、実態把握に努め、必要に応じて保護者への啓発を含めた指導を行う。
- ⑨中学校や幼稚園・保育園と情報交換を行い就学前から卒業後まで長く支援を行っていく。